

環保企発第22062014号
労災発 0620 第 2 号
令和 4 年 6 月 20 日

日本病院団体協議会議長
小山 信 彌 殿

環境省大臣官房環境保健部長

神ノ田 昌博
(公印省略)

厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当)

小 林 高明
(公印省略)

石綿健康被害救済法の改正について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、石綿健康被害救済制度の運営に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿健康被害救済法は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行う必要があることを受け、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律が令和 4 年 6 月 17 日法律第 72 号をもって公布され、同日に施行されました。

改正法の内容は下記のとおりですので、貴会会員の皆様方に周知いただきませうようお願い申し上げます。

本制度の趣旨と手続を御理解いただき、今後とも制度の円滑な実施・運営に御協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「旧法」という。）は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成18年に制定され、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により健康被害者に対し各種救済給付の支給を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところである。

今般、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行う必要があることから、これらを内容とする救済の充実を図る旨の改正が行われたものである。

第2 特別遺族弔慰金等の請求期限の延長（環境省関係）

（1）施行前死亡者の請求期限

旧法においては、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、施行日（平成18年3月27日。以下同じ。）から16年（令和4年3月27日まで）とされていたが、改正法により、施行日から26年（令和14年3月27日まで）に延長されたこと。

（2）未申請死亡者の請求期限

旧法においては、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、当該未申請死亡者の死亡の時から15年とされていたが、改正法により、当該未申請死亡者の死亡の時から25年に延長されたこと。

第3 特別遺族給付金の支給対象の拡大（厚生労働省関係）

旧法においては、厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日から10年を経過する日の前日（平成28年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとされていたが、改正法により、施行日から20年を経過する日の前日（令和8年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとされたこと。

第4 特別遺族給付金の請求期限の延長（厚生労働省関係）

旧法においては、死亡労働者等に係る特別遺族給付金の請求期限は、施行日から16年（令和4年3月27日まで）とされていたが、改正法により、施行日から26年（令和14年3月27日まで）に延長されたこと。

第5 経過措置（厚生労働省関係）

平成28年3月27日から改正法施行日（令和4年6月17日）の前日の5年前の日（平成29年6月16日）までに死亡した労働者等に係る特別遺族給付金については、労働者災害補償保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給するものとされたこと。